

工事書類簡素化一覧表

① 電子メールによる提出を基本とする書類（紙による提出も可）

1	工事履行報告書
2	工事段階確認申出書
3	工事打合せ簿
4	当初施工計画書、変更施工計画書
5	下請負届
6	退職金制度届出書
7	再生資源利用計画書、再生資源利用実施書 再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進実施書
8	段階確認の立会写真、中間検査の立合写真
9	工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況報告書
10	その他、押印を必要としない監督員宛の書類

- ・ 電子メールによる提出書類には、現場代理人の押印は不要。添付書類は最小限とする。
- ・ 発注者は「添付ファイル」と「電子メール受信画面（送信者、送信日時入り）」を回議。

② 改めて提出を要しない書類

中間検査 出来形管理図	中間検査時に提出した出来形管理図は、改めて提出を要しない。ただし、完成時までに、出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
-------------	--

- ・ 中間検査済み管理図については、完成時の管理図目次等に「第〇回中間検査参照」と記載。

③ 再提出の省略可とする書類

段階確認 出来形管理図 段階確認 品質管理資料 中間検査 品質管理資料	段階確認時に提出した出来形管理図、品質管理資料及び中間検査時に提出した品質管理資料は、再提出の省略可とする。ただし、完成時までに、出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
---	---

- ・ 再提出を省略する場合の段階確認済み管理図、段階確認品質管理資料、中間検査品質管理資料については、完成時の管理図目次等に「第〇回段階確認参照」、「第〇回中間検査参照」と記載。

④ 提出を要しない書類

1	数量のみの変更等、軽微な場合の変更施工計画書
2	施工計画書について 請負金額が 300 万円未満の工事については、監督員の承諾を得て、施工計画書の作成を省略することができる。
3	出来形管理資料について 請負金額が 50 万円未満の工事については、監督員の承諾を得て、出来形管理表、出来形管理図の作成を省略することができる。 (施工管理の出来形寸法の管理においては、寸法の測定を定められた密度で実施し、出来形管理写真として整理する)
4	工事材料の品質管理資料について 請負金額が 50 万円未満の工事については、監督員の検査（確認を含む）を受けて使用すべきと指定された場合に提出を要する。
5	工事履行報告書について 工期が 60 日未満の工事については、「工事履行報告書」の提出を不要とする。

【平成 31 年 4 月 1 日適用】